

## Q & A（質問・回答集）

「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」の適用申請を検討されている事業者（法人・個人）の皆様から、様々なご質問をお寄せいただいています。そのなかでも、特にお問い合わせの多いご質問とその回答をご紹介します。

\*このQ & Aは随時、更新していきます。

### Q 1 この条例の適用申請をすれば、事業税は必ず控除されるのですか？

A 1 適用の申請をすれば必ず控除されるというわけではなく、納めるべき事業税があった場合にこのうちから控除されますので、もともと納めるべき事業税がなければ控除される事業税はないということになります。

### Q 2 事業者のうち、個人の場合は条例の適用を受けるための申請時期が事業税の申告納付期限と同じであり、基準日において納めるべき事業税があるのかが分かりますが、法人の場合は事業税の申告納付期限より条例の適用申請時期が30日早くなっており、この時期では納めるべき事業税があるのかが分かりません。どうしたらよいですか？

A 2 できる限り早めに事業税の計算をしていただき、納めるべき事業税の有無をご確認のうえ、適用の申請をしていただくことをお勧めします。事業税の計算が間に合わない場合には、とりあえず先に条例の適用申請を済ませておくという方法もありますが、その後、事業税が発生しなかったときには、申請の際に必要な書類を用意するためにかかった費用や申請にかかった手間などが、無駄になってしまう恐れがあります。

### Q 3 適用の申請をしたいと考えていますが、まずどのような準備をしたらよいですか？

A 3 基本的には申請した事業者が基準日において控除要件を満たしているのかがポイントとなりますので、申請の際に必要な書類は、基準日以降にご用意いただくことになります。ただし、次のことについては基準日までにご準備ください。

- 対象となる県内事業所等の全てにおいて、「消防団協力事業所表示制度」の認定が済んでいること。
- 県内の全ての事業所等(\*)において、「消防団活動に配慮した規定」を整備しておくこと。

\*消防団員である使用人が現に雇用されていない事業所等も含まれます。

**Q 4 「消防団協力事業所表示制度」の要件は？**

A 4 「消防団協力事業所表示制度」は、市町の消防団担当課で認定を行っています。市町により「消防団協力事業所表示制度」の認定要件は異なりますので、詳細については関係する市町(\*)へお問い合わせください。

\*事業所等が所在する市町や当該事業所等の消防団員が所属する消防団が所在する市町等。

**Q 5 控除対象となる要件のひとつに「県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1名以上いること」とありますが、事業所ごとに消防団員が1名以上いなければいけないのでしょうか？**

A 5 事業者（法人または個人）において、消防団員が1名以上いれば構いません。したがって、事業所ごとに消防団員が必ず1名以上いる必要はありません。ただし、「消防団協力事業所表示制度」の認定を受ける際にはこの要件と相違がある場合がありますのでご注意ください（「消防団協力事業所表示制度」については、関係する市町（または消防本部）へお問い合わせください）。

**Q 6 控除対象となる要件のひとつに「消防団活動に配慮した規定（就業規則等）」とありますが、具体的にはどのようなものがありますか？**

- A 6 就業規則のほか、労働協約や労働契約、そのほか事業所内で周知されている規程などで、例示としては、以下のようなものが挙げられます。
- 昇進関係（消防団活動を行うことに対して、昇進や昇給等で不利に扱わないように定めている）
  - 労働時間（勤務時間中の出勤・訓練等に配慮をしている）
  - 賃金（消防団活動を行う際に賃金等をカットしない等の配慮をしている）

なお、これらは書面または電磁的媒体によって整備されていることが必要となり、申請の際には、これらに事業者の原本証明を付すことが必要となります。

**Q 7 対象要件のうち、「県内に事業所を有し、かつ当該事業所等のすべてが『市町の消防団協力事業所表示制度』の認定を受けていること」とありますが、消防団員のいないほかの事業所も「市町の消防団協力事業所表示制度」の認定を受ける必要がありますか？**

A 7 対象要件としては、基準日において、県内にあるすべての事業所等が、市町から「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けていることが条例上、必要となっています。なお、「消防団協力事業所表示制度」の認定要件（例：消防団員が所属していなければならないかどうか）については市町により異なっていますので、詳しくは事業所等の所在する市町の消防団担当課へご確認ください。

**Q 8 条例第2条第1項第2号に規定する消防団員とは、どのような条件の人をいいますか？**

A 8 条例第2条第1項第2号では、基準日（法人にあつては事業年度の終了の日、個人にあつては12月31日）に、事務所等において事業主、常勤役員または要件を満たした使用人のいずれか一人以上が消防団員であることを求めています。また、施行規則以下の関係条文等において、活動実績があること（いわゆる「幽霊団員」ではないこと）を求めており、申請の際には基準日から過去1年以内に活動実績があつたことを証明する書類（市町が発行）を添付していただくこととなっています（消防団員の在籍期間や活動期間についての制限はありません）。

ちなみに、当条例とは別の制度である市町の「消防団協力事業所表示制度」の認定においては、それぞれの市町ごとに地域の状況に応じて、要件を設定しています。詳細については、関係する市町へお問い合わせください。

**Q 9 この条例と、市町が導入している「消防団協力事業所表示制度」とでは、どこが違うのですか？**

A 9 「消防団協力事業所表示制度」は、消防団員である従業員が消防団活動をしやすい環境づくりなどを行っている事業所について、地域への社会貢献を社会的に評価すること等を目的に、総務省消防庁が平成18年に全国の市町村へ積極的な導入を呼びかけ始めました。これを受けて、県内の市町では各地域の消防団を取り巻く実情により個別に認定基準を設定して表示証を交付し、平成24年4月1日現在では全市町がこの制度を導入しています。一方、「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」は、消防団員を雇用し、消防団活動に協力している事業所等を県として事業税の控除により応援しようとして県議会で議決され、平成24年4月1日に条例として施行されたものです（協力している事業所として認定される要件のひとつとして、市町により表示証を交付されていることも含まれます）。

このように、各地域の個別事情のなかで消防団活動をしやすい環境を整えている事業所等を顕彰するのが市町の「消防団協力事業所表示制度」であり、一方、いくつかの要件を満たすことにより、事業税控除の対象事業所として認定するのが県の「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」であることから、導入時期や実施主体および制度趣旨などが異なる別々の制度です。